



## 熊本県小売業SAFE協議会を開催しました。

熊本労働局では、6事業場及び5団体で構成する熊本県小売業SAFE協議会の令和7年度第1回目を開催しました。

|     |                                                                                               |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実施日 | 令和7年7月28日（月）                                                                                  |
| 場所  | 熊本地方合同庁舎A棟10階会議室（熊本市西区春日2丁目10-1）                                                              |
| 内容  | 労働災害発生状況及び熊本労働局第14次労働災害防止推進計画のアウトプット指標の達成状況の情報共有を行うとともに、本協議会の共同宣言の見直し及び今年度の実施すべき取組について協議を行った。 |

本協議会は、冒頭に、熊本労働局労働基準部長から、「労働災害発生状況を踏まえると、小売業では転倒災害防止対策を最重点に置き、ハード面の対策を継続しつつ、加齢等のリスク対策である教育や運動などソフト面の対策が必要と考えています。引き続き、皆様の専門的な立場から、中小事業者でも取り入れることができる効果的な転倒災害防止対策について協議していただき、そのうえで県内事業者への展開を図っていたいと思っていますので、ご協力をお願いします。」とのメッセージが伝えられました。



労働基準部長の挨拶



協議の様子



健康安全課長のまとめ

その後、熊本労働局健康安全課の担当者から労働災害発生状況、第14次労働災害防止推進計画のアウトプット指標の達成状況、エイジフレンドリー補助金、SAFEコンソーシアムの加盟等について説明を行いました。

続いて、協議事項に移り、まず、共同宣言の見直しについて協議を行いました。

新たな共同宣言では10月10日を「転倒予防の日」と定め、エイジフレンドリーガイドラインの普及促進を図ることが明記されました。また、今年度の取組として「転倒予防の日」の周知及び転倒労働災害防止対策にかかる啓発用リーフレットを作成すること、同リーフレットに各構成員の取組状況を写真で掲載すること、さらに同リーフレットの配布方法等を決議しました。

最後に健康安全課長よりまとめをして閉会となりました。

熊本労働局では、今後も小売業の労働災害防止のための施策を推進してまいります。